

いざというとき自分自身を助ける備えを!

「お守りキット」とは、高齢者の方や障がいのある方が病気や怪我など緊急・救急時や災害時などに備えるためのもので、申請により登録した個別情報と避難地図などを台帳化し、プラスチック製の容器に入れて冷蔵庫に保管するものです。

登録された個別情報などを市や消防、社協それに地区の区長さんや民生委員児童委員さん等で共有することで日頃の見守り活動だけでなく、緊急・救急時の支援対応や災害時の避難等への支援が迅速・的確に行えるようになります。

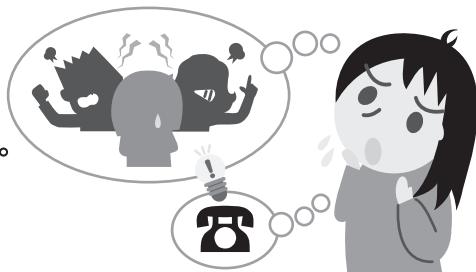


- 登録申請・問い合わせ先／津久見市役所長寿支援課（港出張所）☎ 82-5666
- 津久見市福祉事務所 ☎ 82-9519
FAX 82-9466

障がい者を虐待から守りましょう

虐待は障がい者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対あってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。虐待を防ぐためには、一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待の疑いがあると思われた場合には、
障がい者虐待防止センターへ通報してください。



障がい者の虐待は・・・

- 虐待をしている人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待を受けている人が虐待だと認識できないで、被害を訴えられない場合があります。

障がい者虐待は3種類に分かれます

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- 養護者による障がい者虐待
障がい者の家族や同居する人による虐待のことです。
- 障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のことです。
- 雇い主による障がい者虐待
障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

- 問い合わせ先／津久見市障がい者虐待防止センター（福祉事務所内）☎ 82-9519
Email : tsu-fukushi@city.tsukumi.lg.jp FAX 82-9466